

利益相反管理方針の概要

紀陽銀行(以下「当行」)は、お客さまと当行または当行の関連会社(連結決算対象の子会社および子法人をいい、以下、当行と合わせて「当行グループ」といいます。)との間、および当行グループのお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関して、法令等に従い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切に業務を遂行します。

1. 利益相反の内容

利益相反とは、当行グループが、お客さまとの間の契約上または信義則上の義務(以下、「信認義務」といいます。)に反して、お客さまの不利益のもと当行グループまたは他のお客さまが利益を得ている状況をいいます。

2. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

当行では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(対象取引)として、以下の①および②の両項目に該当するものを管理します。

- ①お客さまの不利益のもと、当行グループまたは当行グループの他のお客さまが利益を得ている状況が存在すること。
- ②①の状況がお客さまとの間の信認義務に反すること。

当行では、お客さまとの取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客さまから当行グループが適法に入手した情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括部署(管理責任者)により、下記3.に掲げる類型をもちいて適切な特定を行います。

3. 利益相反のおそれのある取引の類型

当行では、利益相反のおそれのある取引の特定を適切に行うため、次のように類型化しています。

| | |
|-------|--|
| 自己取引型 | 信認義務が生じているお客さまを相手方とする取引 |
| 双方代理型 | 信認義務が生じているお客さまの取引相手の側に立つ取引 |
| 競合取引型 | 信認義務が生じているお客さまの取引相手との間の、当該お客さまと競合する取引 |
| 情報利用型 | 当行グループがお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当行グループが利益を得る取引 |

4. 利益相反管理の方法

当行では、利益相反取引等の個別具体的事情に応じて、次に掲げる方法その他の方法を適切に選択し、または組み合わせることにより、お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反の管理を行います。

- ①お客さまに対して利益相反状況の説明(情報開示を含みます。)を行い、当該お客さまから同意を取得する方法
- ②情報隔壁の設置等により、対象取引等を行う部署とお客さまとの取引等を行う部署を分離する方法
- ③部署の分離にかかわらず利益相反関連情報を共有する者を監視する方法
- ④対象取引等およびお客さまとの取引等の一方または双方の条件または方法を変更する方法
- ⑤対象取引等およびお客さまとの取引等の一方または双方を中止する方法

5. 利益相反管理の体制

当行では、利益相反の管理を適切に行うため、営業部署から独立した利益相反管理責任者を設置し、その指揮・監督のもと、利益相反管理部署が一元的に利益相反を管理します。利益相反管理部署は、当行グループの情報集約、利益相反取引等の特定、管理方法の選択、定期的な検証、役職員に対する研修その他利益相反を適切に管理するための体制を整備します。

6. 利益相反管理の対象となる当行グループの範囲

利益相反管理の対象となるのは、当行および以下に掲げる当行の関連会社です。

- ・紀陽リース・キャピタル株式会社